

○地方競馬全国協会組織規程（原文縦書）

昭和三十七年十月二十六日

昭和三十七年度規約第二号

最終改正 平成三〇年 三月二〇日

第一条 地方競馬全国協会（以下「協会」という。）の組織及び業務の分掌は、この規程の定めるところによる。

第二条 協会に、次の六部二室及び地方競馬教養センター（以下「教養センター」という。）のほか、検査役を置く。

- 一 企画部
- 二 活性化推進室
- 三 総務部
- 四 システム事業部
- 五 審査部
- 六 公正部
- 七 畜産振興部
- 八 監査室

第三条 企画部に、次の二課を置く。

- 一 企画課
- 二 広報課

2 総務部に、次の二課を置く。

- 一 総務課
- 二 経理課

3 システム事業部に、次の二課を置く。

- 一 事業課
- 二 情報課

4 審査部に、次の二課を置く。

- 一 登録課
- 二 免許課

5 公正部に、公正課を置く。

6 畜産振興部に、畜産振興課を置く。

7 教養センターに、次の三課を置く。

- 一 庶務課
- 二 養成課
- 三 管理課

第三条の二 企画課に、お客様対策室を置く。

第四条 第二条の部に部長を、監査室に室長を、教養センターに所長を置く。

2 部長は、理事長の命を受け、部務を掌理する。

3 監査室長は、理事長の命を受け、室務を掌理する。

4 所長は、理事長の命を受け、所務（教養センターの所掌事務をいう。以下同じ。）を掌理する。

第四条の二 活性化推進室に室長を置く。

2 活性化推進室長は、企画部長の命を受け、室を処理する。

3 第二条の部及び教養センターに次長を置くことができる。この場合において、企画部及び総務部には、次長二名を置くことができる。

4 次長は、部長又は所長を補佐し、部務（次長を二名置く場合にあつては、それぞれ担当を命ぜられた部務）又は所務を処理する。

第四条の三 検査役は、監事の監査の補佐に関する事務を行う。

第四条の四 総務部に秘書役を置く。

2 秘書役は、部長の命を受け、役員の秘書事務を行う。

第四条の五 第二条の部、室及び教養センターに、調査役を置くことができる。

2 調査役は、部長、所長又は室長の命ずる事務を処理する。

第五条 公正部に、首席公正専門役、首席発走専門役、専門役及び専門職（以下「専門役等」という。）を置く。

2 首席公正専門役は、部長の命を受け、地方競馬の主催者から要請のあつた裁決及び決勝審判に関する事務の整理並びに裁決及び決勝審判に係る地方競馬の実施に関する技術の調査及び研究を行い、その他部長の命ずる事務を行う。

3 首席発走専門役は、部長の命を受け、地方競馬の主催者から要請のあつた発走に関する事務の整理並びに発走に係る地方競馬の実施に関する技術の調査及び研究を行い、その他部長の命ずる事務を行う。

4 専門役は、部長の命を受け、首席公正専門役又は首席発走専門役の指揮の下に、地方競馬の主催者から要請のあつた裁決若しくは決勝審判又は発走に関する事務その他部長の命ずる事務を行う。

5 専門職は、部長の命を受け、首席公正専門役又は首席発走専門役の指揮の下に、地方競馬の主催者から要請のあつた裁決若しくは決勝審判又は発走に関する事務を行う。

第六条 第三条の課に、課長を、第三条の二のお客様対策室に、室長を置く。

2 課長は、部長又は所長の命を受け、課務を処理し、お客様対策室長は課長の命を受け、室務を処理する。

第七条 企画部においては、次の事務を行う。

一 協会の業務に係る基本的事項に関する企画立案及び調査に関すること。

二 地方競馬の経営の改善に必要な事項に関する企画立案及び事業の実施に関すること。

三 農林水産大臣の認定を受けた都道府県及び指定市町村が当該認定を受けた競馬活性化計画に基づいて行う事業に対する補助及びこれに附帯する業務に関すること。

四 共同利用施設又は設備の設置又は整備に関すること。

五 地方競馬の実施に関する事務の受託に関すること。

六 公営競技関係団体との連絡並びに各部室及び教養センターとの連絡調整に関すること（公正部の所掌事務を除く。）。

七 地方競馬の競馬番組に関すること（公正部の所掌事務を除く。）。

八 協会の広報に関すること。

九 地方競馬の広報宣伝に関すること。

十 競馬の開催に関する地方競馬主催者間における必要な調整及び助言に関すること。

十一 地方競馬に関する調査及び研究に関すること（公正部及び教養センターの所掌事務を除く。）。

く。)

十二 地方競馬活性化会議に諮る事項の総括に関する事。

十三 地方競馬活性化会議の運営に関する事。

十四 お客様の利便性向上に関する企画

十五 お客様の動向の分析

十六 ギャンブル依存症に関する事。

十七 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に命ずる事項の企画及び調査に関する事。

2 活性化推進室においては、前項第三号及び第十号から第十三号までに掲げる事務を分掌する。

第八条 総務部においては、次の事務を行う。

一 公印の制定及び管守に関する事。

二 運営委員会、評議員会及び理事会に関する事。

三 規程等の設定及び改廃に関する事。

四 文書の発受及び保存に関する事。

五 図書、資料等の整理保管等に関する事。

六 協会が保有する情報の公開並びに協会が保有する個人情報に対する開示請求等その保護に関する事務の総括及び連絡調整に関する事。

七 協会のローカルエリアネットワークシステムの管理に関する事。

八 人事に関する事。

九 労務管理及び福利厚生に関する事。

十 役員の秘書事務に関する事。

十一 予算及び決算に関する事。

十二 資金計画に関する事。

十三 交付金の受入れに関する事。

十四 現金、預金、有価証券及び物品の出納及び保管に関する事。

十五 固定資産の管理に関する事。

十六 前各号に掲げるもののほか、他の部、室及び教養センターの所掌に属しない事項に関する事。

第九条 システム事業部においては、次の事務を行う。

一 主催者が行う勝馬投票券発売のためのシステム等の調整・管理に関する事。

二 地方競馬の情報提供及び情報処理に関する事。

第十条 審査部においては、次の事務を行う。

一 馬主及び馬の登録に関する事。

二 調教師及び騎手の免許に関する事。

三 きゅう務員設置の認定に係る業務に関する事。

第十一条 公正部においては、次の事務を行う。

一 専門役等の派遣及び審判員その他の地方競馬の実施に関する事務を行う者（専門役等を除く。以下「専門職員」という。）の派遣あつせんに関する事。

二 調教師及び騎手並びに専門職員の養成及び訓練に係る教養センターと各部室との連絡調整に関する事。

三 調教師及び騎手の訓練（調教師及び騎手についてその業務に従事する競馬場等において行う訓練に限る。）に関する事。

四 競馬の公正確保に必要な事項の調査及び研究に関する事。

五 裁決、決勝審判、発走その他の地方競馬の実施に関する技術の調査及び研究に関する事。

- 六 地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進に必要な事業の助成に関する事。
- 七 地方競馬の競走に関する制度の運用・改善に関する事。
- 八 外国の競馬機関との連絡調整その他国際関係事項の処理に関する事。

第十二条 畜産振興部においては、次の事務を行う。

- 一 馬の改良増殖その他畜産の振興に資するための事業（以下「畜産振興事業」という。）に対する補助に関する事。
- 二 競走馬の生産振興に資するための事業に対する補助及びこれに附帯する業務に関する事。
- 三 馬生産の経営体質強化に資するための事業に対する補助又は融資に関する事。
- 四 前各号に掲げるもののほか、畜産の振興に資するため必要な業務に関する事。

第十二条の二 監査室においては、次の事務を行う。

- 一 内部監査に関する事。
- 二 協会の補助又は助成した事業（以下「補助事業等」という。）の効果の測定に関する事。
- 三 補助事業等の監査を行う事。
- 四 前二号に掲げるもののほか、補助事業に関連し必要な考査を行う事。
- 五 行政不服審査法に基づく審査請求の審査及び行政手続法に基づく聴聞の主宰に関する事。
- 六 協会が定める情報公開に関する規程に基づく異議申立てに関する事。

第十二条の三 教養センターにおいては、次の事務を行う。

- 一 調教師及び騎手の養成及び訓練に関する事（公正部の所掌事務を除く。）。
- 二 専門職員の養成及び訓練に関する事。
- 三 調教及び騎乗等に関する技術の調査及び研究に関する事。
- 四 けい養馬の飼養管理及び馬場、草地等の維持管理に関する事。
- 五 地方競馬及び馬の改良増殖その他畜産の振興に関する資料等の展示に関する事。
- 六 前各号に係る運営管理に関する事。

第十三条 第三条の課及び第三条の二のお客様対策室の事務は、別表のとおりとする。

第十四条 協会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長の諮問に応じ、意見を具申する。
- 3 理事長は、必要があると認める場合には、参与及び囑託を置くことができる。

第十五条 協会に、次の委員会を置く。

- 一 調教師・騎手免許試験委員会
- 二 騎手候補生入所試験委員会
- 三 馬主登録審査委員会

- 2 前項に掲げる委員会のほか、理事長が必要と認めた場合には、委員会等を置くことができる。
- 3 前二項の委員会等の運営に必要な細則は、理事長が、別に定める。

第十五条の二 役員については、当該役員及びその配偶者又は三親等以内の親族である役員の合計数が役員の総数の三分の一を超えてはならないものとする。

第十六条 副理事長、理事、部長、第四条の室長及び所長に専決処理される事項は、別に定める。

附 則

この規程は、昭和三十七年八月一日から実施する。

附 則（昭和三十九年四月三日昭和三九年度規約第一号）

この規約は、昭和三十九年四月三日から実施し、昭和三十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和四一年三月三十一日昭和四〇年度規約第一〇号）
この規約は、昭和四十一年四月一日から実施する。

附 則（昭和四三年三月三〇日昭和四二年度規約第九号）
この規約は、昭和四十三年四月一日から実施する。

附 則（昭和四四年三月二八日昭和四三年度規約第四号）
この規約は、昭和四十四年四月一日から実施する。

附 則（昭和四五年三月二六日昭和四五年度規約第一号）
この規約は、昭和四十五年四月一日から実施する。

附 則（昭和四六年三月二四日昭和四五年度規約第八号）
この規約は、昭和四十六年四月一日から実施する。

附 則（昭和五〇年三月二八日昭和四九年度規約第一〇号）
この規約は、昭和五十年四月一日から実施する。

附 則（昭和五三年五月三十一日昭和五三年度規約第一号）
この規約は、昭和五十三年六月一日から実施する。

附 則（昭和五四年四月一二日昭和五四年度規約第一号）
この規約は、昭和五十四年六月一日から実施する。

附 則（昭和五五年三月二七日昭和五四年度規約第九号）
この規約は、昭和五十五年四月一日から実施する。

附 則（昭和五七年五月二七日昭和五七年度規約第一号）
この規約は、昭和五十七年六月一日から実施する。

附 則（昭和五九年三月三〇日昭和五八年度規約第四号）
この規約は、昭和五十九年四月一日から実施する。

附 則（平成元年三月一〇日昭和六三年度規約第九号）
この規約は、平成元年四月一日から実施する。

附 則（平成三年三月一五日平成二年度規約第八号）
この規約は、平成三年四月一日から実施する。

附 則（平成三年九月九日平成三年度規約第四号）
この規約は、平成三年九月十六日から実施する。

附 則（平成四年三月一八日平成三年度規約第九号）
この規約は、平成四年四月一日から実施する。

附 則（平成六年三月一〇日平成五年度規約第六号）
この規約は、平成六年四月一日から実施する。

附 則（平成九年三月二四日平成八年度規約第四号）
この規約は、平成九年四月一日から実施する。

附 則（平成一一年三月一七日平成一〇年度規約第三号）
この規約は、平成十一年四月一日から実施する。

附 則（平成一三年三月一五日平成一二年度規約第六号）
この規約は、平成十三年四月一日から実施する。

附 則（平成一七年七月二八日平成一七年度規約第一号）
この規約は、平成十七年八月一日から実施する。

附 則（平成二〇年一月二一日平成一九年度規約第一八号）

この規約は、平成二十年一月二一日から実施する。

附 則（平成二一年三月六日平成二〇年度規約第八号）

この規約は、平成二十一年四月一日から実施する。

附 則（平成二二年三月一六日平成二一年度規約第四号）

この規約は、平成二十二年四月一日から実施する。

附 則（平成二七年三月三一日平成二六年度規約第六号）

この規約は、平成二十七年四月一日から実施する。

附 則（平成二八年三月二二日平成二七年度規約第一一号）

この規約は、平成二十八年三月二十二日から実施する。ただし、改正後の地方競馬全国協会組織規程第十二条の二第五号の規定は、平成二十八年四月一日から実施する。

附 則（平成二九年四月一一日平成二九年度規約第一号）

この規約は、平成二十九年四月十一日から実施する。

附 則（平成二九年九月一五日平成二九年度規約第三号）

この規約は、平成二十九年十月一日から実施する。

附 則（平成三〇年三月二〇日平成二九年度規約第七号）

この規約は、平成三十年四月一日から実施する。

別表 課の事務分掌（第十三条関係）

I 企画部

1 企画課

- 一 協会の業務に係る基本的事項に関する企画立案及び調査に関すること。
- 二 地方競馬の経営の改善に必要な事項に関する企画立案及び事業の実施に関すること。
- 三 地方競馬の競馬番組に関すること（公正部の所掌事務を除く。）。
- 四 共同利用施設又は設備の設置又は整備に関すること。
- 五 地方競馬の実施に関する事務の受託に関すること。
- 六 公営競技関係団体との連絡並びに各部室及び教養センターとの連絡調整に関すること（公正部の所掌事務を除く。）。
- 七 お客様の利便性向上に関する企画
- 八 お客様の動向の分析
- 九 ギャンブル依存症に関すること。

1-2 お客様対策室

前項第七号から第九号までの事務

2 広報課

- 一 協会の広報に関すること。
- 二 地方競馬の広報宣伝に関すること。

II 総務部

1 総務課

- 一 公印の制定及び管守に関すること。
- 二 運営委員会、評議員会及び理事会に関すること。
- 三 規程等の設定及び改廃に関すること。
- 四 文書の発受及び保存に関すること。

- 五 郵便切手等の受払いに関する事。
- 六 図書、資料等の整理保管等に関する事。
- 七 協会が保有する情報の公開並びに協会が保有する個人情報に対する開示請求等その保護に関する事務の総括及び連絡調整に関する事。
- 八 協会のローカルエリアネットワークシステムの管理に関する事。
- 九 競走の優勝馬の馬主、調教師、騎手、きゆう務員等の褒賞に関する事。
- 十 儀式及び典礼に関する事。
- 十一 事務所の取締りに関する事。
- 十二 役員及び委員の任免に関する事。
- 十三 職員の採用、任免及び進退に関する事。
- 十四 給与に関する事。
- 十五 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）及び同条第八項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）（経理課及び庶務課が取り扱うものを除く。）の管理に関する事。
- 十六 職員の研修に関する事。
- 十七 職員の賞罰に関する事。
- 十八 服務規律に関する事。
- 十九 職員の労働条件の改善及び福利厚生に関する事。
- 二十 職員の厚生年金保険、健康保険、雇用保険及び災害補償に関する事。
- 二十一 労務管理に関する事。
- 二十二 前各号に掲げるもののほか、他の所掌に属しない事項に関する事。

2 経理課

- 一 予算及び決算に関する事。
- 二 資金の調達及び運用に関する事。
- 三 実行予算に関する事。
- 四 交付金の受入れに関する事。
- 五 会計監査及び監査報告に関する事。
- 六 月次報告の書類及び財務諸表の作成に関する事。
- 七 現金、預金及び有価証券の出納及び保管に関する事。
- 八 給与及び旅費の支給に関する事。
- 九 個人番号及び特定個人情報（総務課及び庶務課が取り扱うものを除く。）の管理に関する事。
- 十 伝票の作成及び会計帳簿の記帳に関する事。
- 十一 証拠書類の整理に関する事。
- 十二 物品の購入、出納、保管、貸付け及び廃棄に関する事。
- 十三 公課に関する事。
- 十四 固定資産の減価償却に関する事。
- 十五 固定資産の取得、管理及び処分に関する事。
- 十六 資金の配布に関する事。

十七 役務契約、火災保険契約及び不動産の賃貸契約に関すること。

III システム事業部

1 事業課

主催者の行う勝馬投票券発売のためのシステム等の調整・管理に関すること。

2 情報課

- 一 地方競馬の情報処理システムの運用に関すること。
- 二 地方競馬情報提供に係るシステムの運用に関すること。

IV 審査部

1 登録課

- 一 馬主及び馬の登録に関すること。
- 二 馬主登録審査委員会の庶務に関すること。

2 免許課

- 一 調教師及び騎手の免許に関すること。
- 二 調教師・騎手免許試験委員会の庶務に関すること。
- 三 きゆう務員設置の認定に係る業務に関すること。

V 公正部

公正課

- 一 専門役等の派遣及び専門職員の派遣あつせんに関すること。
- 二 調教師及び騎手並びに専門職員の養成及び訓練に係る教養センターと各部室との連絡調整に関すること。
- 三 調教師及び騎手の訓練（その業務に従事する競馬場等において行う訓練に限る。）に関すること。
- 四 競馬の公正確保に必要な事項の調査及び研究に関すること。
- 五 裁決、決勝審判、発走その他の地方競馬の実施に関する技術の調査及び研究に関すること。
- 六 地方競馬の公正かつ円滑な実施の推進に必要な事業の助成に関すること。
- 七 地方競馬の競走に関する制度の運用・改善に関すること。
- 八 外国の競馬機関との連絡調整その他国際関係事項の処理に関すること。

VI 畜産振興部

畜産振興課

- 一 畜産の経営又は技術の指導及び家畜、畜産物等の流通の合理化に資するための事業の補助に関すること。
- 二 家畜の改良及び増殖、畜産の経営の合理化並びに飼料の増産及び利用の増進に資するための事業の補助に関すること。
- 三 競走馬の生産振興に資するための事業に対する補助及びこれに附帯する業務に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、畜産の振興に資するため必要な業務に関すること。

VII 教養センター

1 庶務課

- 一 教養センターの文書、給与、旅費、会計並びに固定資産及び物品に関する事務その他庶務一般に関すること。
- 二 個人番号及び特定個人情報（総務課及び経理課が取り扱うものを除く。）の管理に関すること。

- 三 職員及び騎手候補生等の福利厚生に関すること。
- 四 地方競馬及び馬の改良増殖その他畜産の振興に関する資料等の展示に関すること。
- 五 所内の取締りに関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、教養センターの他課の所掌に属しない事項に関すること。

2 養成課

- 一 調教師及び騎手の養成に関すること。
- 二 調教師及び騎手の訓練に関すること（公正部の所掌事務を除く。）。
- 三 専門職員の養成及び訓練に関すること。
- 四 調教、騎乗等に関する技術の調査及び研究に関すること。
- 五 騎手候補生入所試験委員会の庶務に関すること。

3 管理課

- 一 けい養馬の飼養管理に関すること。
- 二 馬場、草地等の維持管理に関すること。